

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件  
 原告（閲覧制限）  
 被告 学校法人順天堂

答 弁 書

令和元年10月10日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

〒101-0048  
 東京都千代田区神田司町2丁目2番12号  
 神田司町ビル6階  
 岡田・今西・山本法律事務所（送達場所）  
 電話 03（3254）1666  
 FAX 03（3254）1670

被告訴訟代理人 弁護士 岡田 暢 雄  
 同 岡田 尚 人  
 同 大辻 大 佑



- 第1 請求の趣旨に対する答弁
  - 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。
- 第2 請求の原因に対する答弁  
追って答弁する。
- 第3 被告の主張  
追って主張する。